



## 新型コロナウイルス対策本部

# 雇用問題への対応方針

- 新型コロナウイルスの影響による加盟組合での雇用問題の発生に備え対応方針を策定しました。
- 参考となるよう、対応する際に必要な考え方を記載していますので、マニュアルとして参考にして下さい。（必要に応じて、内容は見直しを行います。）

◎加盟組合で雇用問題が発生した際は、まずサービス連合本部に相談してください。  
[Tel. 03-5919-3261](tel:03-5919-3261)

### 1. 労使交渉について

会社が解雇・雇止め（希望退職・契約社員やパートタイマー、高齢再雇用者、無期契約労働転換者の契約更新をしない）・退職勧奨・希望退職等、雇用に関わる対策を検討している場合は、労働組合に対して、必ず事前に相談をするよう求め、労使協議を行います。協議の内容については議事録等を必ず書面で残すようにします。

正当な理由のない団体交渉の拒否は労働組合法で禁止されています。（これらの行為を正してもらうために、労働者や労働組合は、その行為のあった日から1年以内に、労働委員会に対して救済の申立てを行うことができます。）

### 2. 雇用対策について

#### （1）解雇について

コロナウイルスの影響による解雇は整理解雇とされ、厳格に制限されます。

新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、会社の経営が厳しいことを理由とした人員整理に伴う解雇を会社が検討している場合は、労使協議を通じて解雇が回避できるよう会社に求めます。

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇であっても、労働者には理由のない解雇ですから、**整理解雇の4要件**（①人員削減の必要性があったか、②解雇を回避するための努力がされたか、③解雇となる対象者の選定に公平性などがあったか、④説明や協議がきちんとされたか）を満たしていなければなりません。

整理解雇に至るまでには段階があり、以下のような会社の対応が想定されますので注意してください。

- ①経費削減、②時間外勤務削減要請、③役員報酬のカット、④従業員の休業（一時帰休）、⑤一時金（賞与）のカット、⑥諸手当などのカット（時間外割増率削減含む）、⑦昇給のカット、⑧従業員給与の一時カット、⑨従業員給与のベースカット（基本給カット）

#### （2）内定取消しについて

会社が内定取消しを行うことは解雇と同じで、厳しく制限されています。回避するよう会社に求めましょう。採用内定が通知された時点で「始期付き・解約権留保付きの労働契約」が成立したものと解されるため、安易に取り消すことはできません。内定取り消しが認められるのは、「客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認できる」場合にのみ限られ、これを満たさない内定取り消しは、解雇権の濫用にあたります。

なお、政府は、新型コロナを理由とする内定取消しをしないよう、主要経済団体に「特段の配慮」を求めています。

### (3) 退職勧奨について

退職勧奨については任意であり、退職したくなければ、応じる必要はありません。念のため、解雇なのか退職勧奨なのか確認しましょう。

### (4) 契約社員・パートタイマー等の対応について

契約社員・パートタイマー・高年齢再雇用者・無期契約労働転換者・派遣契約労働者については、契約期間が満了する前の解雇は厳しく制限されています。会社が契約期間満了前の解雇を行わないよう、労使交渉で確認を行いましょ。

なお、労働者がやむを得ない事由がある等で解雇された場合でも、期間満了までの賃金を請求することができます。

派遣契約労働者については有期派遣労働契約の契約期間満了後に更新をされない場合、契約更新を求めて粘り強く交渉しましょう。派遣先や派遣元に対しては雇用安定措置をとるよう求めることができます。

以上

## 第8回、第9回対策会議を開催

5月13日に第8回、5月20日に第9回の対策会議を開催しました。さらなる対策の具体的な取り組みは以下のとおりです。

### 1. 雇用対策、および産業対策

#### (1) 観光産業の持続可能給付金制度の創設

- 観光産業で働く労働者の雇用確保と観光業の継続性の両面を担保するため、制度の創設にむけて取り組む。

### 2. 雇用対策

#### (1) 加盟組合のヒアリングについて

- ヒアリングの目的は「雇用問題が発生している加盟組合を顕在化させ、必要な支援をしていくことである」と改めて確認した。基本的には中央闘争委員会構成組織以外への支援を行うが、中央闘争委員会構成組織についても、個別に対応が必要であれば、同様の対応を行う。

#### (2) 雇用問題への対応方針について

- 引き続き議論を行った。雇用問題が発生した際の取り組みの一助となるよう、加盟組合に発信する。

### 3. その他

- 第9回対策会議からは、副会長にも対策副本部長として出席を要請しました。今後の対策会議は四役会議に併催します。